

発

言

表

(文部科学委員会)

白石しらいし

洋一よういち

君

(立憲)

○

永なが

岡おか  
桂子けいこ

文部科学大臣

(政府参考人)

文部科学省

藤ふじ

原わら

初等中等教育局長

文化庁

杉すぎ

浦うら

次長

# 不登校生徒を夜間中学に！

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○宮内委員長 次に、白石洋一君。  
○白石委員 白石洋一です。

大臣、よろしくお願ひします。  
夜間中学についてお願ひします。

この夜間中学がもつと数が増えて、そして不登校問題に生かしてほしいという観点から質問します。

まず、この夜間中学、入学要件とか卒業要件は当然ありますけれども、これをもつと不登校児向けにして、不登校の子供が入りやすく、受け入れられやすくし、そしてそこで学んで、不登校児ですから、その日の気分によって行ったり行かなかったりする、そういった子でもちゃんと卒業することができるといって、時代に合わせて変えていくということをやっていたらいいというふうに思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○永岡国務大臣 白石委員にお答えする前に、先ほど、柚木委員の最後の質問に対して、私は、宗教団体に関する事務を処理することにはなっていない旨をお答えいたしました。正しくは、宗

教団体に関するあらゆる事務を処理することにはなっていないので、おわびをして訂正をさせていただきますと思います。

済みません、白石委員にお答えいたします。

文部科学省では、平成二十七年に、不登校等の様々な事情から、学校に通えないまま中学校を卒業した方について、積極的に夜間中学への入学を認めることが望ましいとの考え方を示しているところ。また、令和元年には、不登校の学齢生徒本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま夜間中学での受入れも可能であるとの考えを示しております。これまでも、各種行政説明の機会を捉えまして周知を図ってきたところでございます。

引き続きまして、多様な教育機会を確保する観点から、夜間中学における不登校生徒の受入れについて、自治体の取組を促してまいりたいと考えます。

○白石委員 大臣の答弁、二つありました。

一つは、平成二十七年で、いわゆる形式卒業の方も受け入れるようにすることですけれども、私が不登校児というふうに言っているのはそういう方ではなくて、現役の、今まさに、中学だったら、十三、十四、十五歳の子供たちも入れるようにするというようなことなんです。まず、それについてどうぞ。

○永岡国務大臣 今お答えいたしましたけれども、令和元年には、不登校の学齢生徒本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま夜間中学での受入れも可能であるとの考えを示しております。

で、これまでも、各種行政説明の機会を捉えまして周知を図っております。

○白石委員 在籍校に籍を残したままということですよ。これがまた一つの条件、入学要件、夜間中学で学ぶことの条件になっているわけですね。

在籍校がなくても夜間中学で、現役の子供が一つの選択肢として、ここだったら行けるといって学校として、夜間中学を在籍校として選ぶことができるようにする、これはいかがですか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

仕組みにつきましては先ほど大臣がお答えしましたとおりでございます。これは、不登校の子供たちの多様な学びを保障していくという観点から、先ほど申し上げたような改正を行って、そうした不登校の学齢期の子供たちでも夜間で学ぶ機会が可能であるようにというふうな運用をしているわけでございますけれども、一方で、夜間中学というのは御承知のように非常に多様な方がいて、そして、外国籍の方やあるいは年齢の超過された方とか、非常に多様な方の学習機会を保障していくという観点で、カリキュラムがかなりいわゆる通常の学校とは違うわけでございます。

そうした中で、もちろんその子供の状況によるわけでございますけれども、一応、学籍を元のところに残して、そこで学ぶ機会、同年代の子供たちと学ぶ機会というものも一応残しておきながら、その上で夜中でも学ぶように、こういった考え方で今そういう運用をしているということでございます。

○白石委員 入学要件のところ、そういう答弁で

すけれども。

ここも考えてほしいんですけども、もう一つ、卒業のところも、卒業の要件も、中学だったら規定は三年間で卒業と。卒業するための履修時間というのが年間七百七十時間、これも緩和をするということ、いかがなものでしょうか。

○永岡国務大臣 夜間中学では、学齢経過者、つまり卒業している者に対しまして、その年齢とかあとは経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の教育課程を編成することで、年間の総授業時数の縮減ということも可能となつているところでございます。

○白石委員 縮減をして七百七十時間、これがまた一つのネックになつていふことを現場の声として聞きます。

次の質問ですけれども、どうして夜間中学がなかなかできないのか。ニーズはたくさんあるはずだ、たくさんの方が通うはずだ。なぜなら、最終学歴が小学校のみの方は日本に八十万人もいて、小学校も出ていない方が九万人ということなんです。

なのになぜできないのか。それは、市町村が行うニーズ調査に問題がある。これがかなり緩い、もつと、ちゃんと調べていない。でも、実際に首長がやる気を出したら、例えば香川県の三豊市は、人口六万人の都市で成り立っている。生徒さん十人、今通つていらつしやる。六万人の都市で十人です。本当はもつともつとできるはずなのに、今、全国で四十校でしかないということなんです。

このニーズ調査をもつと国としてやり方を指導

していくべきじゃないかなと思ふんです。例えば、先ほど申し上げた小学校のみの八十万とか、いわゆるゼロ学歴九万人、これは市町村別に国勢調査で出るわけですね。その数字が大体あれば、あとはニーズ調査も加味してやつていく。

加えて、現代的な課題である不登校児も受け入れられるんですよ。これももつと条件を緩和していかないといけないと思ひますけれども、もつと不登校児を受け入れるということも強調してニーズ調査をしていただきたい、国として指導していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 先生おっしゃいますように、令和二年の国勢調査では、未就学者は約九万四千人、また、最終卒業学校が小学校の方が約八万四千人存在するということが明らかになりました。

これを受けまして、各都道府県、指定都市教育委員会に対しまして、改めて、夜間中学の設置、充実に向けた取組を促すため、事務連絡の発出をさせていただきました。

自治体で実施をいたしますニーズ調査は、令和二年の国勢調査で明らかになった潜在的な入学対象者に対して夜間中学の存在を周知をし、そして、入学希望者を把握していく上で必要な手続であると考えております。

文部科学省といたしましては、不登校の学齢生徒の多様な教育機会の確保の場としての夜間中学校という観点も含めまして、引き続きまして周知に努めつつ、各自自治体において、予算事業等も活用いたしましたして、多様なニーズを把握しながら、設置に向けた検討を進めさせていただきたいと考

えているところです。

○白石委員 大臣、文科省もそうですけれども、夜間中学の捉え方が一つ前の時代のイメージでニーズ調査をされているんだと思ひます。つまり、戦後間もなく、貧しくて学校に行けなかった人たち、八十万、あるいはもつと言えれば八十九万人、でも、やはり自分の尊厳のために学校は出たい、義務教育は終えたいという方、絶対におられるはず。大方はもういいよという方には違ひないんですけども、絶対にいるはずなんです。

加えて、今、本当に親御さんが困つていふのは、不登校の問題。これは、今、全国で二十四万人いると言われている。本当に困つていふ。それに夜間中学は生かすことができる。そういつたところに行つて、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に勉強する、いろいろな会話をする。そのおじいちゃん、おばあちゃんたちは非常に学習意欲が高い、夜じやないと外に出たくない子供もたくさんいるということ、この夜間中学がもつと生かせるんじゃないかということなんです。

そういうことを考えたら、ニーズ調査はもつとそちらの方に重きを置いて、そうすれば、もつと夜間中学の希望が増えて、そして、市町村も、これだつたらやろうと首長が思つてくれるというふうに思ふと思ふんです。

ちよつと時間がないので次に行きますけれども、そういうことを考えれば、もつと手を挙げる市町村というのは増えてくると思ふんです。それに対して、国の予算というのは、今、夜間中学については年間〇・八億円、八千万円です。非常に少

ないと思います。不登校問題という観点からすれば、これは文科省で、あらあらですけれども、七十億ぐらいはあるということですね。厚労省の部分も含めたらもっと、あるいは内閣府のことを含めたらもっとあるんじゃないかなと思うんですよ。

不登校問題の対策として夜間中学を捉えたら、もっと資金的に充実させるべき、サポートを厚くするべき、予算を増加させるべきだと思うんですけども、大臣、いかがですか。

○永岡国務大臣 夜間中学の教職員の定数は、ほかの中学校と同様に、学級数等に応じて基礎定数が算定されているほか、学校の実情等も踏まえまして、児童生徒の支援加配などの加配定数を活用することが可能です。さらに、夜間中学も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の対象となりますので、これらを通じた不登校生徒に対する支援も可能です。加えまして、御指摘の事業を活用しまして夜間

中学を設置する際、不登校の経験者も対象に含めましたニーズ調査の実施ですとか広報活動など、設置準備に係ります経費を措置することも可能となっております。

こうした支援策などを通じまして、現在、十五の都道府県に四十校の夜間中学が設置をされており、令和五年度には四校、そして令和六年度には六校の夜間中学が設置をされる予定と聞いております。

文部科学省といたしましては、引き続きまして

## 西条祭り(だんじり)等の国指定重要無形民俗文化財指定をしユネスコ無形文化遺産へ！

全ての都道府県、指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置されるように、設置の促進、充実に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○白石委員 それをするに、その資金が足りないんじゃないかと。もっと予算を増やして、さらに、国の支援というのは三分の一でしかありません。これだと市町村はためらいます。二分の一とか三分の二とか上げて、そして予算を積んで、もっとやってくださいというメッセージが私は必要だというふうに思います。

それで、次の質問ですけれども、ユネスコの無形文化遺産登録というのがあります。そこに二〇一六年に山・鉾・屋台行事が三十三件登録されて、しかし、愛媛県の東予地域、非常にだんじり、太鼓台、盛んです。しかし、そこに登録されていない。これについて、国としての支援をお願いしたいんですけれども、大臣、一言いかがですか。

○永岡国務大臣 委員御指摘の山・鉾・屋台行事は、近年、最近、平成二十八年にユネスコの無形文化遺産に登録されたところでございます。

ユネスコの無形文化遺産の登録基準は、提案対象の保護措置が図られていることが求められておりまして、山・鉾・屋台行事の拡張登録に当たりましては、既に登録されている行事と同様に、国の重要無形民俗文化財に指定されていることが必要となるわけでございます。

指定に当たりましては、現在、自治体の実施をしている調査の結果を踏まえて判断することになります。同調査は、文化庁の補助事業を活用しているほか、これまでも文化財の調査官によります

現地での助言などを行ってきているところがございますので、引き続きまして、調査に対する支援、そして専門的、技術的助言を行ってまいります。

○白石委員 よろしくお願いします。ありがとうございます。